



J M R C 関東ラリー共済 運営細則

J M R C 関東見舞金制度運営細則に基づき、J M R C 関東ラリー共済の運営細則をここに定める。

第1条 J M R C 関東ラリー共済の目的

本制度は、1競技会のみ有効な共済であり、第2条に定める内容において、不慮の事故による対人の死亡及び物損事故に対する共済補償を目的とする。

第2条 対象範囲と、公認競技会の定義

- 1 J A F 公認（クローズド競技及び講習会含む）の国内ラリー競技会。
- 2 対象は、J M R C に加盟するクラブ・団体が主催する競技会（ラリー講習会を含む）とする。
- 3 関東地区以外の競技会に参加する場合、その競技会主催者が当該地区のJ M R C に加盟し、かつその主催者が当該競技会対象の保険として認めること。

第3条 加入条件

ドライバー、コ・ドライバー(ナビゲーター)共にJ M R C 関東見舞金制度加入(ワンイベント加入を含む)、又はJ M R C 関東を通じてスポーツ安全保険のB・C区分に加入していること。

第4条 有効期間

期間は競技開始（書類検査あるいはレッキのいずれか早い方）から競技会終了（S S ラリーの場合は最終T C、アベレージラリーの場合はコントロールシート提出時）までとする。

第5条 1～3月の間の扱い

クラブが前年度にJ M R C 関東に加入していれば、当該年度の更新登録をしていなくても1～3月の間は、J M R C 関東に暫定的に加入と見なし、主催者及びドライバー、コ・ドライバー(ナビゲーター)に対して本ラリー共済は有効とする。

第6条 申込み手続き

ラリー共済へ加入申込の参加者は、共済掛金とともに競技会主催者に申込みを行う。競技会主催者は、参加者の共済加入申込情報を所定の申込書にまとめ、これをJ M R C 関東事務局に送付し、J M R C 関東事務局が共済掛金の入金を確認した時点で手続完了とする。

なお、関東地区以外での競技会に参加する場合は、所属クラブ事務局からの申込とする。

第7条 J M R C 関東ラリー共済掛金

- 1 1競技会につき5,000円／1台
- 2 掛金は返金しない。

第8条 対人共済補償

- 1 1名につき対人補償額を死亡時、500万円とする。
- 2 1競技会で複数の事故が発生した場合、合計2,000万円を上限とし、それを越した場合は人数に応じた按分で支払う。

第9条 対物共済補償

- 1 1競技者1競技会において対物補償額を最高30万円（免責10万円[自己負担分]含む）とする。

- 2 1 競技会で複数の事故が発生した場合、合計 200 万円を上限とし、それを越した場合は補償額に応じた按分で支払う。
- 3 競技参加車（リタイヤ車を含む）への物損事故は免責（補償しない）とする。

第10条 共済補償申請の方法

- 1 事故発生のときは、ラリー共済加入者又はその代理人が所定の事故報告書を可及的速やかに J M R C 関東事務局に提出する。
- 2 共済補償申請は、ラリー共済加入者又はその代理人が所定の申請書に必要事項を記入して、下記書類を添付して主催者を通じて、J M R C 関東事務局に提出する。
 - 2-1 対人共済は、診断書等の書類を添付する。
 - 2-2 対物共済は、事故状況及び写真（修理前・後）・請求書・支払い証明等の書類を添付する。
- 3 共済補償申請は、事故発生日の翌日から数えて 180 日以内に行うものとする。
なお、180 日を超える場合は遅延理由書を提出すること。

第11条 共済補償の受取人

受取人は次のとおりとする。

- 1 対人共済に関しては、法定相続人とする。
- 2 対物共済に関しては、ラリー共済加入者又はその代理人とする。

第12条 支払い審査

- 1 申請に基づき、J M R C 関東財務委員会（必要に応じてラリーライブ会他も加える）はその都度速やかに審議し、J M R C 関東運営委員会で決議する。
- 2 決議を留保した場合でも、最終決議は事故発生の翌日から数えて 300 日以内に行う。

以上

平成 24 年 1 月 20 日制定
平成 24 年 2 月 18 日施行
平成 24 年 4 月 12 日改定施行
平成 24 年 9 月 10 日改定施行
平成 26 年 2 月 15 日改定施行
令和 7 年 1 月 1 日改定施行
令和 8 年 1 月 1 日改定施行